

「処方せんに書いてあるお薬の名前が変わった！

いつもと同じお薬がでているはずなのに・・・どうして？」

当院では「一般名処方」 に取り組んでいます

一般名処方とは、お薬を「成分名」で処方することです

お薬には、製薬会社がつけた名前（商品名）と成分としての名前（一般名）があります。一般名で記載された処方せんが発行された場合、患者さまは調剤薬局で希望する先発医薬品あるいは後発医薬品を選ぶことができます。

ex. 「ガスター」という胃のお薬の一般名は「ファモチジン」です。処方せんに「ガスター」と記載されている場合、この「ガスター」しか調剤薬局で受け取ることができません。しかし「ファモチジン」と記載されている場合は同じ成分の異なる後発医薬品も選ぶことができます。

<処方せんの記載例>

変更不可		個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更は差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」または「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。		
処	01	【般】ファモチジン錠10mg	2錠	
		1日2回 朝・夕食後		14日分
		— — — 以下余白 — — —		

一般名処方とは後発医薬品の使用促進による医療費削減を目的として、厚生労働省の推進で平成 24 年 4 月から開始されました。当院では平成 28 年 4 月より一部の医薬品について一般名で処方しています。一般名で処方せんを発行した場合、一般名処方加算を算定しております。

処方されたお薬や会計について、ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

平成 28 年 9 月

美心会 医療事務部